

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年10月1日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

## 別紙

# 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象団体及び所管部署

### (1) 対象団体

公益財団法人豊川市国際交流協会（財政援助団体・出資団体）

### (2) 所管部署

市民部市民協働国際課

## 2 監査の範囲

### (1) 対象団体

令和2年度公益財団法人豊川市国際交流協会会計

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

### (2) 所管部署

令和2年度一般会計

（上記団体関係分）

## 3 監査の実施期間

令和3年7月16日～令和3年8月25日

## 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

### (1) 対象団体

ア 財政援助の目的、内容について

イ 交付の金額、時期、方法、手続等について

ウ 対象事業等の執行について

エ 出資の目的、内容について

オ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 出資の目的、内容について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

**【公益財団法人豊川市国際交流協会】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

**【市民部市民協働国際課】**

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。